

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

道路の区域変更  
急傾斜地崩壊危険区域の指定

(道路維持課) 六〇七  
(砂防課) 六〇七

## 告示

岐阜県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	木曾三川公園線	同市同町内記字三の割一八七番地先まで	前	六・九 三・一	二七・三	県道津島線と重用
		同市同町内記字三の割一八七番地先まで	後	二〇・五 三・四	二七・三	

岐阜県告示第五百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和三年十二月十日

令和三年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

小井戸

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）  
瑞浪市稲津町萩原字小井戸

一番	一号
四四番一	二号
四三番一	三号から五号まで
一番	六号から八号まで

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和三年十二月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社